

別表第1（第4条、第9条関係）

補助事業 (事業区分)	補助事業者	補助要件	事業期間	経費 区分	種別 (費目)	補助対象経費の内訳	補助率及び補助限度額
1 調査事業 企業の事業戦略の推進に必要な製品開発や外資を行う 上での市場性等の課題を客観的に調査する事業		<ul style="list-style-type: none"> ・事業戦略を推進することを前提としていること。 ・本事業終了後は製品開発に進むことを想定し、本事業完了時に製品開発事業の補助要件を満たし、取り組みを開始できるものであること。 	1年以内	事業費	謝金	指導、助言等を受けるために招へいた専門家への謝礼としての経費	補助率：2分の1以内 補助限度額：200万円 (ただし、申請時は50万円を下限とする)
					旅費	社員旅費及び指導、助言等を受けるために招へいた専門家の旅費	
					その他調査事務費	会議費、会場賃借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費	
					委託費	委託調査に要する経費	
2 製品開発事業 企業の事業戦略の推進に必要な、高い付加価値を持つ 製品（食品を除く）の開発に取り組む事業	<p>県内に本社若しくは生産拠点を有する単独の中小企業者等（「個別事業者」という。）又は連携して事業を実施する事業体</p> <p>※「事業体」とは、受発注の関係ではなく、それぞれの経営資源を持ち寄り、連携して事業を実施する複数の個別事業者のことをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業戦略を推進することを前提としていること。 ・県内の事業所で製造、加工、組立又は検査の工程のいずれかを行うこと。 ・補助事業完了時点で市場への投入（販売）を想定し、調査事業を行っているか、市場等の分析を独自に行っていること。 ・技術的課題の解決が伴うこと。 	2年以内	設備費	機械装置費	機械装置又は工具若しくは器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費	補助率：2分の1以内 補助限度額：1,000万円 (ただし、申請時は50万円を下限とする)
					構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 (注)補助対象となる構築物は、プレハブ等の定着性を有しない簡易なものに限る。	
				事業費	直接人件費	試作開発に直接従事する従業員（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る）の製品開発業務時間に対応する人件費 (注1)人件費単価は、「健保等級」基準を使用する。 (注2)上限は、補助対象経費総額の3分の1を超えない額とする。 (注3)見本市出展等にかかるとは対象外とする。	
						謝金	
					旅費	社員旅費及び指導、助言等を受けるために招へいた専門家の旅費	
					原材料費	原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費	
					外注加工費	原材料等の再加工、設計、分析、検査等を外注、依頼等を行う場合に外注先への支払に要する経費 (注1)上限は、補助対象経費総額の2分の1を超えない額とする。 (注2)外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。	
					その他調査事務費	会議費、会場賃借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費及び試運転に要する経費（機械装置等の据付け、土地借上げ料等）	
					特許等取得費	特許権の取得等に要する経費（弁理士の手続代行費用、外国特許出願のための翻訳料等） (注1)試作開発と密接に関連し、かつ成果の事業化に必要となるものに限る。 (注2)審査請求書など特許庁に支払う経費は対象外とする。	
					委託費（性能評価）	支援機関に性能評価を委託する場合の経費 (注1)支援機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。 (注2)委託契約を締結することを必要とする。	
テストマーケティング事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・製品開発のためのフィードバック等を目的とした求評調査のための展示会出展であること。 		旅費	県外、海外での展示会出展を行うに当たっての社員旅費	展示会出展：2回以内 補助限度額：100万円 ※本事業費のみの事業は不可。県、公益財団法人高知県産業振興センターが主催、募集する展示会については対象外		
			庁費	県外、海外での展示会出展を行うに当たっての以下の経費 会場借料、出展小間料（小間装飾料、備品借上料及び電気水道使用料）、通信運搬費、消耗品費、雑役費、通訳料及び翻訳料			
			委託費	県外、海外での展示会出展の一部を委託するための経費			
3 生産性向上計画作成事業 企業の事業戦略推進に必要な、生産性向上に係る設備投資を行うために機械装置の最適なスペック選定や効率的な配置等を調査・検討する事業	現に県内で1年以上製造業を営んでいる中小企業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業戦略を推進することを前提としていること。 ・事業戦略を推進するために必要な取り組みとして設備投資を想定していること。 ・本事業完了時に、作成した生産性向上計画を提出すること。 	1年以内	事業費	謝金	指導、助言等を受けるために招へいた専門家への謝礼としての経費	補助率：2分の1以内 補助限度額：150万円 (ただし、申請時は50万円を下限とする)
					旅費	社員旅費及び指導、助言等を受けるために招へいた専門家の旅費	
					委託費	工場等における設備投資において、機械設備等の最適なスペック選定や効率的な配置等、生産性向上計画作成をコンサルタントに委託する際に要する経費	